財団法人中華民国証券グレタイ売買センター

株式及び台湾預託証券に係る初回グレタイ売買市場上場前の業績発表会の実施要点

一、初回に株式又は台湾預託証券のグレタイ売買市場上場を申請する会社（以下、申請会社）の財務、業務情報を充分に開示し、投資者の投資方針の参考とするため、本要点を定める。

本要点に称するグレタイ売買市場上場前の業績発表会は、法人説明会、発行説明会及びいかなる申請会社に係る財務・業務情報を公表する集会を含む。

二、申請会社は本センターのグレタイ売買市場上場同意書を受領した日から推薦証券会社が中華民国証券商業同業公会にブックビルディング約定書を申告する前に1回以上のグレタイ売買市場上場前の業績発表会を行う必要がある。

三、申請会社はグレタイ売買市場上場前の業績発表会を開催する日の3営業日前に、開催時間、場所を本センターが指定するインターネット情報申告システムに入力する必要がある。また、引受販売価格の決定を採用する方法、原則又は計算方式を添付し、開催通知あるいは電子メールにて下記機構及び本センターに発送する必要がある。本センターは、当該機構からの参加者を任命し出席させる。また、会場にこれらの書類を用意し参加者に提供する必要がある。

（一）中華民国証券分析協会

（二）財団法人中華民国証券及び先物市場発展基金会

（三）中華民国証券商業同業公会

（四）各証券の投資信託事業

（五）各証券の投資顧問事業

（六）各証券ディーラー

（七）その他本センターが必要と判断する機構

四、申請会社は、グレタイ売買市場上場前の業績発表会において、申請会社の産業発展、財務業務状況、将来のリスク、有価証券グレタイ売買市場上場審議委員会が問い合わせるポイント、及び本センターが要求する公開説明書及び評価報告書に記載すべき補足開示事項を充分に説明する必要がある。また、報告又は検討内容については、申請会社が公開説明書に記載する内容及び本センターが要求する発表会に説明する事項を範囲とする。公開説明書に署名する者又はその授権される者より報告及び説明を行う。

申請会社はグレタイ売買市場上場前の業績発表会が開催された後の当日に業績発表会の完全な内容を本センターが指定するインターネット情報申告システムに入力する必要がある。

申請会社はグレタイ売買市場上場前の業績発表会の開催過程を録音録画する必要があり、また、発表会後の翌営業日の取引時間前に、録音録画ファイルを申請会社のウエブサイトに入力し、並びに主幹事証券会社のウエブサイト及び本センターが指定するインターネット情報申告システムに適切にリンクする必要がある。

五、グレタイ売買市場上場前の業績発表会における、参加者の引受販売価格の計算に対する意見及び説明について、詳しく公開説明書に記載する必要がある。

六、申請会社が本要点の規定に基づかずにグレタイ売買市場上場前の業績発表会を行わない場合、中華民国証券商業同業公会はその引受販売を遅延することができる。また、本センターは証券会社営業所で有価証券を売買する業務規則第13条の2第1項の規定により、その株式又は台湾預託証券のグレタイ売買を延期することができる。

七、本要点は主務機関の承認を受けた上で実施期日を定めて公告し施行する。改正を行う際にも同様である。